

共用範囲及び事業許可基準規則への適合性確認について
(廃棄物管理事業変更許可申請に係る指摘事項への回答)

1. はじめに

廃棄物管理施設の事業許可基準規則の各条のうち、共用する第1貯蔵系に該当する条文を再精査する。その上で、該当する条文で要求されている「措置を講ずること」「設けること」に対して、要求を満たすために直接的に必要な設備を明確にし、それらの設備は原則共用として再整理した。

共用範囲について、各条文の要求事項に対し必要な設備又は運用を明確にすることにより、事業許可基準規則への適合性の確認がより適切なものになる。

上記の方針より、共用範囲に係る整理を実施し、共用範囲の変更及び適合性確認に係る考え方の変更並びに関連する整理資料の変更を行った。それらについて以下に示す。

2. 共用範囲に係る整理

- ・本変更における廃棄物管理施設が必要とする機能は、雑固体の保管廃棄能力と同じ機能であり、そのために直接必要とする機能を有する設備である第1貯蔵系を共用する。
- ・また、事業許可基準規則に適合するために必要な設備又は運用を明確にし、必要な設備については、再処理施設と共用する。
- ・なお、第二条等に係る第1貯蔵系を収納する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋は建物の区分であるため、事業許可申請書本文の記載事項としての設備扱いではないことから、施設の共用に該当しない。

整理した結果は下表の通り。(詳細は別紙参照)

表 事業許可基準規則の適合に必要な再処理施設の設備

条文	適合に必要な設備	整理した結果
第四条第二号	第1貯蔵系に係る火災感知設備	今回共用
	第1貯蔵系に係る消火設備	今回共用
第六条 第1項, 第2項	第1貯蔵系	今回共用
第九条	人の容易な侵入を防止できる柵等	既許可共用済
第十一条第2項	第1貯蔵系	今回共用
第十六条第一号	放射線監視設備のうち放射線サーベイ機器の一部	今回共用
第十六条第一号	個人管理用設備	既許可共用済
第十六条第二号	屋外モニタリング設備	既許可共用済
第十七条第2項	第1貯蔵系	今回共用

3. 共用範囲の変更及び事業許可基準規則への適合性確認に係る考え方の変更による整理資料の変更について

「共用範囲」及び「事業許可基準規則への適合性確認に係る考え方」が以下の通り変更となっていることから整理資料を変更した。詳細は以下の通り。

<共用範囲の変更>

「2. 共用範囲に係る整理」の通り。

<適合性確認に係る考え方の変更>

変更前：設備を主管する再処理施設の適合をもって廃棄物管理施設の適合性を確認する。

変更後：各条文の要求事項に対し必要な設備又は運用を明確にすることにより、事業許可基準規則への適合性を確認する。

整理資料の変更箇所

① 本文，第2表

項目	変更内容
2. 変更の内容 2-1 共用する範囲	共用する第1貯蔵系その他、事業許可基準規則第四条の適合に必要な第1貯蔵系に係わる火災感知設備及び消火設備並びに第十六条第1項の放射線監視設備のうち放射線サーベイ機器の一部を共用することについて記載。
4. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合性の確認について (1)適合性を確認する条文又は項 (2)適合性に影響がない条文又は項	適合性の確認方法を、再処理施設の設備又は運用を明確にすることで、事業許可基準規則へ適合していることを確認することに変更したことにより、該当条文を変更。
第2表	適合性の確認方法を、再処理施設の設備又は運用を明確にすることで、事業許可基準規則へ適合していることを確認することに変更。

② 補足説明資料 1, 3, 参考資料 1

項目	変更内容
補足説明資料 1 3. 共用する際の共用範囲 (1) 共用の考え方	事業許可基準規則に適合するために必要な再処理施設の設備及び運用を明確にし, 必要な設備を再処理施設と共用することを記載。
(2) 事業許可基準規則に必要な設備	事業許可基準規則に必要な設備の整理結果を記載。
補足説明資料 3 2. 確認方法 3. 確認結果	今回の共用範囲とする設備として追加した第 1 貯蔵系に係わる火災感知設備及び消火設備並びに放射線監視設備のうち, 放射線サーベイ機器の一部について, 以下を記載。 ・ 事業許可基準規則への適合性の確認方法 ・ 適合性の確認結果
参考資料 1	適合性確認に係る考え方の変更に伴い, 事業許可基準規則と事業指定基準規則の条文比較は適合性確認に使用しないことから, 当該参考資料 1 を削除。

以 上

対象条文の一覧表（第二条から第十九条）（1/5）

条・項		条文	設備		追加する共用設備の要否	
			必要	運用	要否	否の理由
第二条	遮蔽等 遮蔽等	陸軍管理施設は、当該陸軍管理施設からの直接波及 透過放射線による事業所周辺の線量を十分に低 減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたもの でなければならない。	【遮蔽その他適切な措置】 ・第1貯蔵系を取納する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	・基準線量率（500μSv/h以下）を満足する確固 体を保管廃棄する運用。	否	第1貯蔵系を取納する第2低レベル廃棄物貯蔵 建屋は建物の区分であるため、事業許可申請書 本文の記載事項としての設備扱いではないこと から、施設の共用に該当しない。
		陸軍管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場 合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所以 外における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を 講じたものでなければならない。	【遮蔽その他適切な措置】 ・第1貯蔵系を取納する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	・基準線量率（500μSv/h以下）を満足する確固 体を保管廃棄する運用。	否	第1貯蔵系を取納する第2低レベル廃棄物貯蔵 建屋は建物の区分であるため、事業許可申請書 本文の記載事項としての設備扱いではないこと から、施設の共用に該当しない。
第三条	閉じ込めの機能	陸軍管理施設は、放射性廃棄物を保管された区域に適 切に閉じ込めることができるものでなければならない。	【放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めること】 ・固体廃棄物を密閉の容器に封入した確固体であるため、 放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれはない。よって、負 圧状態に維持するための換気設備等は不要である。	—	否	対象設備なし。
第四条	火災等による損傷の防止	陸軍管理施設は、火災又は爆発により当該陸軍管理 施設の安全性が損なわれよう、次に掲げる措置を適 切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。	—	—	—	—
		一 火災及び爆発の発生を防止すること。 二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火す ること。 三 火災及び爆発の影響を軽減すること。	【発生を防止すること】 ・第1貯蔵系を取納する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋内の設 備には、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用。 【早期に感知し消火すること】 ・火災感知設備の一部 ・消火設備の一部	・火災防護計画の策定	否	第1貯蔵系に限らず、共通的な設計方針である ため、追加する共用設備はなし。
第五条	廃棄物管理施設の地盤	陸軍管理施設は、次条第二項の規定により算定する地 震力（安全上重要な施設にあっては、同条第三項の地震 力を含む。）が作用した場合においても当該陸軍管理 施設を十分に支持することができる地盤に設けなければ ならない。	【影響を軽減すること】 ・第1貯蔵系を取納する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の耐火 壁等。	—	否	第1貯蔵系を取納する第2低レベル廃棄物貯蔵 建屋は建物の区分であるため、事業許可申請書 本文の記載事項としての設備扱いではないこと から、施設の共用に該当しない。
		2 安全上重要な施設は、変形した場合においてもその 安全機能が損なわれおそれない地盤に設けなければ ならない。 3 安全上重要な施設は、変位が生ずるおそれない地 盤に設けなければならない。	【変形した場合においてもその安全機能が損なわれおそれ ない地盤】 ・第1貯蔵系は、安全上重要な施設ではないことから、当該 要求事項には該当しない。 【変位が生ずるおそれない地盤】 ・第1貯蔵系は、安全上重要な施設ではないことから、当該 要求事項には該当しない。	—	否	地盤は安全機能を有する施設に該当しない。 よって、追加する共用設備はなし。

条・項		条文	設備	適用	要否	追加する共用設備の理由
第六条	地震による損傷の防止	第1項 第2項	1 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることのできるものでなければならぬ。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全確保の専らに起因する放散熱による火災の発生に起因して発生しなればならない。 3 安全上重要な施設は、その使用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。 4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。	【地震力に十分に耐えること】 ・第1貯蔵系 ※第2項については第1項の地震力に対する条件を要求しており、第1項と同一の要求である。	否	地震力に十分に耐えることは、第1貯蔵系に限らず、共通的な設計方針であるため、追加する共用設備なし。
		第3項 第4項	3 安全上重要な施設は、その使用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。 4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。	【地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないこと】 ・第1貯蔵系は、安全上重要な施設ではないことから、当該要求事項には該当しない。 【前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないこと】 ・第1貯蔵系は、安全上重要な施設ではないことから、当該要求事項には該当しない。	否	対象設備なし。
第七条	津波による損傷の防止	廃棄物管理施設は、その使用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。	【津波に対して安全性が損なわれるおそれがないこと】 ・津波から防護する施設は安全上重要な施設ではないことから、当該要求事項には該当しない。	—	否	対象設備なし。
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	1 廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び建設を除く）が発生した場合においても安全性を損なわないこと。 2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く）に対して安全性を損なわないものでなければならぬ。	【自然現象が発生した場合においても安全性を損なわないこと】 ・第1貯蔵系を収納する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 【人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全性を損なわないこと】 ・第1貯蔵系を収納する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	—	否	・自然現象及び人為による事象に対して機能を維持すること若しくはそれらによる損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわれないようにする。
第九条	廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に暴行又は暴行を及ぼす行為その他の他人に危害を及ぼすこと又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。	【人の不法な侵入等を防止する設備】 ・人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止する設備	—	否	既許可にて共用済みのため、追加する共用設備はなし。
第十条	核燃料物質の臨界防止	廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。	【臨界を防止するために必要な措置】 廃棄物管理施設で発生する固体廃棄物はおそれはないことから、当該要求事項には該当しない。	—	否	対象設備なし。

条・項		条文	適合に必要な設備又は運用設備		運用	要否	追加する共用設備の要否 否の理由
第十五条	計測制御系統施設	第1項	<p>廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の他の機能は確保されていることを適切に監視すること。放射性廃棄物を金属製の容器に封入した廃棄物であるため、放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれはない。よって、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を監視する設備は不要である。</p> <p>・第1貯蔵系は固体廃棄物を保管・廃棄する設備であり、温度等を監視する必要はなく、その他の機能を監視する設備は不要である。</p>	【放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の他の機能が確保されていることを適切に監視すること】	—	否	対象設備なし。
		第2項	<p>廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該放射性廃棄物管理施設内の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は廃棄物管理施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。</p>	【安全上想定される事故等を検知して速やかに警報すること】	—	否	対象設備なし。
第十六条	放射線管理施設	—	<p>事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p>	【線量を監視し、及び管理する設備】	—	—	—
		—	<p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p> <p>三（公衆に対する要求を除く）放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切に場所に表示すること。</p> <p>三（公衆に対する要求）放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切に場所に表示すること。</p>	【濃度及び線量を監視し、及び測定する設備】 【必要な情報を適切に場所に表示する設備】 【運用で担保するため、無し。】	—	否	既許可にて共用済みのため、追加する共用設備はなし。

対象条文の一覧表（第二条から第十九条）（5/5）

条・項		条文	適合に必要な設備又は運用設備		追加する共用設備の要否 否の理由
			設備	運用	要否
第十七条	第1項	<p>廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する設備を保管・監視する施設を設けなければならない。</p>	<p>【放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄物管理施設】 ・第1貯蔵系は、気体又は液体の処理施設ではなく、放射性廃棄物を保管・監視する施設であるため、本条の当該要求事項には該当しない。</p>	-	否 対象設備なし。
	第2項	<p>廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管・監視する施設を設けなければならない。</p>	<p>【放射性廃棄物を保管・監視する施設】 ・第1貯蔵系</p>	-	否 本変更により共用するため。
第十八条	-	<p>廃棄物管理施設には、外部重過酸素系からの重水の漏洩が停止した場合において、監視設備その他の必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。</p>	<p>【監視設備その他の必要な設備に使用することができる予備電源】 ・第1貯蔵系には、ガラス固化体の管理に対する安全性を確保するために予備電源からの供給が必要な監視設備その他必要な設備はないことから、当該要求事項には該当しない。</p>	-	否 対象設備なし。
	第1項	<p>事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p>	<p>【安全設計上想定される事故が発生した場合の警報装置及び通信連絡設備】 ・ガラス固化体の管理に対する安全性の確保を及ぼすような安全設計上想定される事故は、共用する第1貯蔵系では想定されないことから、当該要求事項には該当しない。</p>	-	否 対象設備なし。
第十九条	第2項	<p>事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p>	<p>【事業所外との通信連絡設備】 ・ガラス固化体の管理に対する安全性の確保に影響を及ぼすような安全設計上想定される事故は、共用する第1貯蔵系では想定されないことから、当該要求事項には該当しない。</p>	-	否 対象設備なし。
	第3項	<p>廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。</p>	<p>【人の退避のための設備】 ・第1貯蔵系を収納する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋内の安全避難通路、誘導灯及び非常灯により、事業所内の人が退避できる。</p>	-	否 安全避難通路は建物の一部として設けられており、誘導灯及び非常灯についても、事業所内の人の退避のための設備として設けられているため、追加する共用設備はなし。